

島根県後期高齢者医療広域連合ホームページ バナー広告募集要領

■件名 島根県後期高齢者医療広域連合ホームページに掲載するバナー広告募集について

■広告掲載期間

1ヵ月単位で申し込み

掲載期間は原則として、掲載月の1日から掲載月の末日とする。

(但し、掲載開始日及び掲載終了日が日曜日、土曜日及び祝日、並びに12月29日から翌年の1月3日までの日にあたる場合は、掲載開始日は直後の開庁日、掲載終了日は直前の開庁日とする。)

■バナー広告の掲載ページと枠数

広域連合トップページ 2枠

※広域連合ホームページ広告掲載取扱要領第11条により広告掲載を決定し、掲載枠の位置については、掲載申込期間が長い順に左から配置します。

■バナー広告料

月額 2,000円/枠

■バナー広告の規格

大 き さ： 縦60ピクセル 横120ピクセル

データ容量： 5KB以下

形 式： GIF、JPEG、PNG

■募集期間

随時募集しています。

申込期限は、掲載月の前月15日です。

(15日が日曜日、土曜日及び祝日、並びに12月29日から翌年の1月3日までの日にあたる場合は、直前の開庁日とする。)

■申込方法及び掲載までの主な流れ

申込からバナー広告掲載までは、以下の流れになります。

1. 島根県後期高齢者医療広域連合ホームページ広告掲載申込書(次頁)に、必要事項を記入したうえ、事務局総務課まで郵送してください。(FAX・メールは不可)

※法人住民税の滞納のない証明を同封してください。

直接、持参される場合は、月曜日から金曜日(祝日を除く)の8時30分から17時までの間にお越しください。

2. 各月の募集締切日後、広告掲載の可否を決定し、広告掲載(不掲載)決定通知書、承諾書、請求書を送付します。

3. 指定する日までに、承諾書に記名・押印したものを提出し、広域連合の指定する口座へ広告掲載料を納めてください。
4. 指定する日までに、広告原稿（画像データ）をご提出ください。

※ 内容に関するお問い合わせは、下記へお願いします。

■ 申込先・お問合せ

島根県後期高齢者医療広域連合 総務課

(住 所) 〒690-0887

島根県松江市殿町8-3 島根県市町村振興センター4F

(電 話) 0852-20-2236

(FAX) 0852-21-5551

(メール) soumu@shimane-kouiki.jp

島根県後期高齢者医療広域連合ホームページ広告掲載申込書

島根県後期高齢者医療広域連合長 様

島根県後期高齢者医療広域連合ホームページへの広告掲載を次のとおり申し込みます。

広告掲載希望者	所在地	〒 ー		
	ふりがな 名称	印		
	ふりがな 代表者役職氏名			
	ふりがな 担当者氏名			
	連絡先	TEL		
		FAX		
		Eメール		
業 種				
掲載希望期間	平成 年 月から平成 年 月まで（ か月）			
掲載希望枠数	枠			
リンク先のURL				
広告の内容 (バナー内容案を ご記入ください)	※バナー広告原稿が既にある場合は、添付してお送りください。			
そ の 他	各種法令及び島根県後期高齢者医療広域連合の広告掲載要綱等を遵守し、実施にあたっては島根県後期高齢者医療広域連合の指示に従います。			

島根県後期高齢者医療広域連合広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、島根県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が保有する財産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関し必要な事項を定めることにより、民間企業等との協働により広域連合の新たな財源を確保し、住民サービスの向上及び地域経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「広告媒体」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 広域連合が発行する広報印刷物及び広域連合が使用する封筒その他の印刷物
- (2) 広域連合が作成し管理するWEBページ
- (3) その他広域連合の財産で広告媒体として活用できるもの

2 この要綱において「広告掲載」とは、広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告掲載の基準)

第3条 広告掲載できる広告は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 公正で真実であること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えることのないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。

2 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 社会問題についての主義主張
- (5) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (9) その他、広告媒体に掲載する広告として不相当であると広域連合長が認めるもの

3 前2項に定めるもののほか、広告掲載に関する基準は、別に定める。

(広告の募集)

第4条 広告の募集は、次の各号に掲げる事項を掲載した募集要領を定め行なうものとする。

- (1) 広告掲載等を行う広告媒体の種類
- (2) 広告の規格、掲載位置、掲載期間等
- (3) 掲載に係る料金

- (4) 広告の募集方法
- (5) 広告の選定方法
- (6) その他広告の募集及び契約を行なうにあたり必要な事項

(審査機関)

第5条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、島根県後期高齢者医療広域連合広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 事務局長
- (2) 総務課長
- (3) 業務課長

3 審査会に委員長を置き、事務局長をもって充てる。

4 委員長は、第2項に規定する委員のほか、審査する内容に関連する所管の係長を、臨時の委員として指名することができる。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、広告の内容等に疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長が議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の総意をもって決する。

5 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を所管する係長等関係者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成19年8月24日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年2月25日から施行する。

島根県後期高齢者医療広域連合ホームページ広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、島根県後期高齢者医療広域連合広告掲載要綱（平成19年島根県後期高齢者医療広域連合告示第10号）及び島根県後期高齢者医療広域連合広告掲載基準（平成19年8月24日施行）に定めるもののほか、島根県後期高齢者医療広域連合ホームページ（以下「広域連合ホームページ」という。）に掲載するバナー広告の募集及び掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、バナー広告は広域連合ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

(バナー広告の規格)

第3条 バナー広告を掲載することができる広告枠の規格は、原則として次の表のとおりとする。

大きさ	縦60ピクセル 横120ピクセル
データ容量	5KB以下
形式	GIF、JPEG、PNG

(掲載の基準)

第4条 広告を掲載することができるバナー広告は次の各号に該当するものとする。

- (1) 画像が変化又は移動する場合は、閲覧者の目への負担が大きくなるもの
- (2) 光感受性発作を誘発させないもの
- (3) 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を2秒以上のもの
- (4) 画面が点灯する場合は点灯間隔を40/100秒以上のもの
- (5) 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮したもの
- (6) 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしたもの

(禁止事項)

第5条 バナー広告には次に掲げる表現は禁止する。

- (1) ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるもの
- ア 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
 - イ アラートマーク
 - ウ ラジオボタン
 - エ テキストボックス（入力できるように見えるもの）
 - オ プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）
- (2) ユーザーが広域連合ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるもの
- ア 広域連合ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
 - イ 「お年寄りのための施設ガイド」「保健相談」など、行政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ユーザーが広域連合の事業であると錯覚しやすいもの
- (3) GIF アニメを用いる場合はコントラスト（明度差）の強い画面の反転表示が継続するもの

（広告の掲載ページ、位置及び枠数）

第6条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は広域連合長が指定する。

（広告の掲載期間）

第7条 広告を掲載する期間は、原則として1か月単位とし、複数月の広告掲載の申し込みがあった場合は、その掲載期間を複数月とすることができる。

2 広告を掲載する開始日（以下「広告掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の1日とする。

3 広告を掲載する終了日（以下「広告掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の末日とする。

4 前2項の規定にかかわらず、広告掲載開始日及び広告掲載終了日が日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日に当たる場合は、広域連合長が別に定める。

（広告掲載希望者の募集）

第8条 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集は、広域連合ホームページで公募により行うものとする。

（広告の掲載料）

第9条 広告の掲載料については、広域連合長が別に定める。

2 広告主は、広告掲載料を広域連合長の指定する期日までに、原則として前納しなければならない。

（広告掲載の申し込み）

第10条 広告掲載希望者は、島根県後期高齢者医療広域連合ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）により、指定する期間内に広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の規定による掲載申し込みがあった場合で、必要と認めるときは、申込者に対し資料の提出を求めることができる。

（広告掲載の決定）

第11条 広域連合長は、前条の申込書を受理したときは、速やかに広告掲載の可否を決定し、その結果並びに掲載内容及び条件等について広告掲載希望者に広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 広域連合長は、広告掲載希望者が第6条に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定する。ただし、同順位のものの中では、掲載希望月数の多いものを優先する。

（1） 第1順位 公社、公団、公益法人その他それに類するもの

（2） 第2順位 住民の日常生活に関連する公共的性格のある企業等で、県内に事業所等を有するもの

（3） 第3順位 前2号に掲げるもの以外の企業及び自営業で県内に事業所等を有するもの

（4） 第4順位 その他企業または自営業等

3 前項の規定によっても、広告掲載希望者が第6条に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定する。

（広告掲載内容の承諾）

第12条 広告掲載決定通知書を受け取った者（以下「広告主」という。）は、掲載内容及び条件等を記載した承諾書（様式第3号）を広域連合長に提出しなければならない。

（広告原稿の作成及び提出）

第13条 広告主は、広告原稿を広域連合長が指定する期日までに、広域連合長に提出しなければならない。

（広告枠の位置の決定）

第14条 個々のバナー広告に係る広告枠の位置は、広域連合長が定める。

（広告内容等の変更）

第15条 広域連合長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が各種法令に違反しているとき、若しくはその恐れがあるとき、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

（広告掲載の取り消し）

第16条 広域連合長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく広告の掲載を取り消し、又は掲載した広告を削除し、若しくは掲載を一時停止することができる。

- （1） 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- （2） 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- （3） 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき
- （4） その他、広域連合ホームページへの広告掲載が適切でないと広域連合長が判断したとき

（広告掲載の取り下げ）

第17条 広告主は自己の都合により、広域連合ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により広域連合長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第18条 広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかつたときは、納付済みの広告掲載料の一部を返還する。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額額の総額とする。
- 3 第1項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責任等)

第19条 広告主は広告の内容等、記載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、広域連合長に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被つたという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(リンク先の変更)

第20条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の一週間前までに広域連合長に届けるものとする。

(裁判管轄)

第21条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の管轄は、松江地方裁判所又は松江簡易裁判所とする。

(疑義等の決定)

第22条 この要領に疑義があるとき、又はこの要領に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

(雑則)

第23条 前条に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は広域連合長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年8月24日から施行する。